



なるほど。ある程度はっきりと希望が決まっていることなら、死後事務委任契約を結んでおくのも一案だね。備えをした後は、ぼくの場合、公園の清掃ボランティアを続けながら、何か新しいことにチャレンジしてもおもしろいかもしれないなあ。

私の場合は、趣味のフラダンスをもっと楽しみたいわ。



ところで、うちにはミーちゃんがいるけど、ミーちゃんがひとり、いや一匹で残ったときはどうしよう。仁美に懐いているから、仁美に世話をお願いしたいな。



仁美には、私たちにもしものことがあったときには、ミーちゃんのお世話をお願いしているし、仁美も承知してくれているの。

ペットも大切な家族だから、飼い主にもしものことがあったときに備えておくことは大切だね。なお、ペットは法律上、権利義務の主体にはなれないので、遺産相続させることはできないんだよ。だから、ペットの飼育を誰かにお願いする場合には、口頭での約束でもいいのだけど、あらかじめ、飼育をお願いする人との間で契約を結んでおく方法もあるよ。また、ペットの飼育にはお金がかかるから、契約によって飼育費用を依頼者に支払ってあげれば、お願いする人も、される人も安心じゃないかな。



備えあれば憂いなし、だね。



ひとりで最期を迎えることについて、不安があって当たり前。だからこそ、不安に思うことをそのままにせず、できるだけ早くから、まずは自分自身でよく考え、家族や親しい人と話し合い、専門家に相談すること等を通じて不安を解消していく努力が大切だよ。このようなことが、これからも、自分らしく、いきいきと健やかに生きていくことにつながっていくんじゃないかな。

ナビロウくんの言うとおりにね。今回もありがとう。



【「あなたらしく生きていくための備え」全般についてのお問合せ】

京都市長寿すこやかセンター (運営: 社会福祉法人京都市社会福祉協議会)

受付時間 月～土 午前9時～午後9時 日・祝 午前9時～午後4時30分
※毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12/29～1/4)は休み

TEL **075-354-8741**

FAX **075-354-8742**

E-mail sukoyaka.info@hitomachi-kyoto.jp

URL <http://sukoyaka.hitomachi-kyoto.jp/>
関係機関の相談窓口の案内もこちらから

〒600-8127
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
「ひと・まち交流館 京都」4階

京都市バス 4・17・205系統 「河原町正面」下車すぐ
京都市営地下鉄 烏丸線 「五条」下車徒歩約10分
京阪電車 「清水五条」下車徒歩約8分

発行 平成31年3月
発行者 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
京都市長寿すこやかセンター
京都市印刷物 第305187号



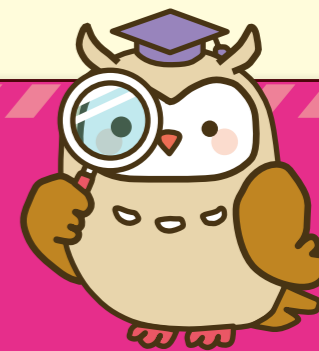
「あなたらしく生きていくための備え」は、総論編と順次発行する各論編(住まい、権利擁護、遺言・相続、葬儀・お墓、介護、ひとりでも生きがいをもって暮らすために、医療)で構成されます。

シリーズ

あなたらしく生きていくための備え

ひとりでも生きがいをもって暮らすために編

～後事を託す 安心の備え～



近頃、町内の一人暮らしの世帯数が増えているらしいよ。

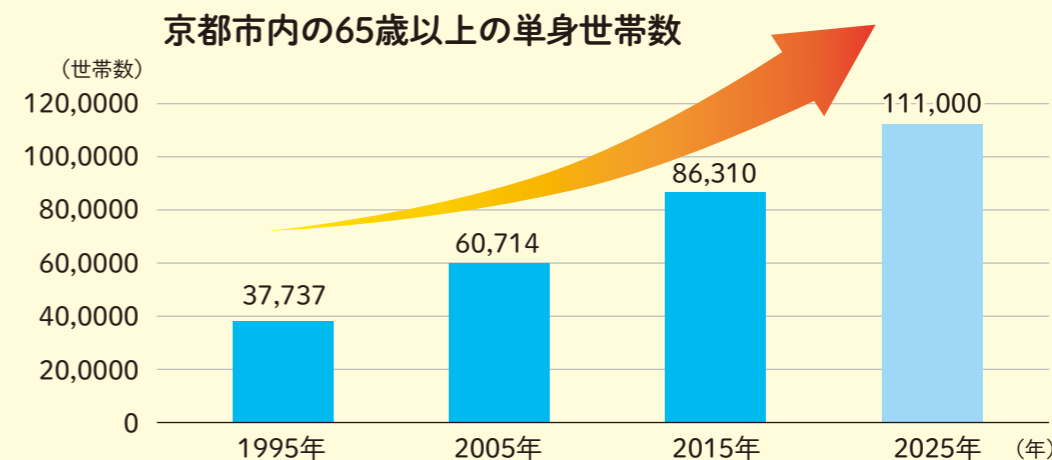


そうね、近所のスーパーでも「おひとり様用」のお惣菜を買う人をよく見かけるわ。もし、太郎さんが先に亡くなったら、私ひとりで生きていくことになるのね。



平均寿命でいえば女性の方が長寿だけど、あくまで平均だからね。花子さんがいない、ひとりの生活なんて想像もできないな。

お話中、失礼します! このリーフレットのナビゲーター ナビロウです。京都市内の65歳以上の単身世帯数は年々増えていて**2025年には2015年と比べ約3割も増加する**と試算されているんだ。



今後、ますます一人暮らしの人が増えるのね。ひとりになっても、これまでと同じように生きがいをもって生活できるか不安だわ。



佐藤さん一家



夫 **太郎**さん(72歳)
妻 **花子**さん(70歳)
猫 **ミー**(8歳)



長男 **一男**さん
(43歳・会社員)
陽子さん(妻)と晴くん・
空ちゃん・輝ちゃん
府外で暮らす



長女 **仁美**さん
(33歳・教員)
市内で一人暮らし



ひとりでも生きがいをもって暮らすためには、生きている間はもちろん、亡くなった後も、必要な手続きが本人の希望に沿って円滑にできるよう、不安に思うことは専門家に相談するなどして、心配ごとを少しでも減らしていくことも大切だね。いろいろ気になることがあると、大好きなことも心から楽しめなくなるかもしれないね。ワタンから、参考になるような事例をひとつ紹介するよ。



Aさん

- 75歳。夫に先立たれて一人暮らし。
- 子どもはおらず、親戚は関東地方に住んでおり、日常的な付き合いなし。
- すこやかクラブ(老人クラブ)で仲間たちとコーラスの練習や清掃などの社会奉仕活動に参加。とりわけ、熱を入れているコーラスを発表会で披露することが一番の楽しみ。

まだ身の回りのことは自分でできているけれど、これから病気になったり、介護が必要になったら、ひとりでどうしたらいいのかしら。認知症のことも気になるし…。私がいなくなったら、この家や財産、お墓はどうなるのかしら。



コーラスの仲間たちとそんな悩みを話し合っているとき、Aさんは「人生の終い支度」という取組を知りました。そこでAさんは、事前に備えておけることについて、いろいろと調べてみました。

京都市長寿すこやかセンターで、人生の終い支度に関する連続講座が開催されているから、とりあえず受講してみようかしら。



連続講座では、弁護士、司法書士等の専門家が様々な人生の終い支度について講演していました。

💡 専門家の方と任意後見契約を結べば、今後判断能力が低下した場合に、お金の管理や福祉サービスを利用するための契約を代わりに行ってくれるのね。

💡 遺言の書き方には決まりがあって、法律に定められた形式でないと無効になるのね。私の場合、遺産の一部を昔お世話になった団体に寄付したいから、公正証書遺言にしようかしら。

💡 葬儀や納骨、家財道具等の処分、行政への手続等を第三者に委任できる契約(死後事務委任契約)があるのね。



Aさんは、いわゆるエンディングノートに自分の想いを記入しながら、今後の心配を解消するための手続きを進めました。そのような取組の中で、人に喜んでもらうことが生きがいだと感じたAさんは、すこやかクラブでも、コーラスはもとより、社会奉仕活動にこれまで以上に取り組んだり、地域の自治会における地域活動にも積極的に参加。地域の知恵袋として、地元の子どもたちや若い人たちからも頼られることが多くなったことで、自分の役割や居場所を実感しています。



Aさんはすごいな。いざという時に困らないよう、自分で勉強しながら、専門家にも手伝ってもらって、しっかりと備えているんだね。

私はお葬式のことについて、例えば、遺影の写真や納棺のときの衣装など、いろいろな希望があるけど、ひとりだとすると不安よね。死後事務委任契約で、そういったことをかなえてもらえるかしら。



死後事務委任契約とは、死後必要となる行政への手続や葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を第三者に与え、死後事務を委任する契約のことだよ。

《死後事務の内容(例)》

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 葬儀、火葬、納骨、埋葬に関する事務 | 4 家財道具や生活用品の整理、処分に関する事務 |
| 2 永代供養に関する事務 | 5 行政に対する必要な届け出に関する事務 |
| 3 債務弁済に関する事務 | 6 以上の各事務に関する費用の支払い |

《死後事務委任契約に関するよくある質問》

Q 死後事務委任契約を結べば、葬儀や納骨に関する希望をかなえてもらえますか。

A できます。ただし、契約内容に含んでおく必要があります。

Q 死後事務委任契約を結べば、相続に関する希望をかなえてもらえますか。

A 相続は死後の事務ではないため、できません。相続のことについては、遺言に記載する必要があります。

Q 契約書は公正証書で作成する必要がありますか。

A 必ずしも公正証書である必要はありません。ただし、親族や相続人とトラブルになるリスクを減らすためにも、本人の意思で作成したという点を明らかにできる公正証書での契約をお勧めします。

